

平成二十三年七月二十六日提出
質問第三五〇号

外務省職員の人事に対する国会議員の関与に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

外務省職員の人事に対する国会議員の関与に関する質問主意書

一 一般に、外務省職員の人事はどのような検討を経て、どのように決定されるのか説明されたい。

二 外務大臣、外務副大臣、外務大臣政務官の外務省政務三役以外の国会議員が、外務省人事を決定するこ
とはあるか。あるのなら、直近の事例を三つ挙げられたい。

三 二の事例に対する外務省の評価如何。

四 外務審議官の任務如何。

五 外務審議官の人事が、内閣総理大臣によって決定されたという事例は過去にあるか。あるのなら、その
事例をすべて挙げられたい。

右質問する。